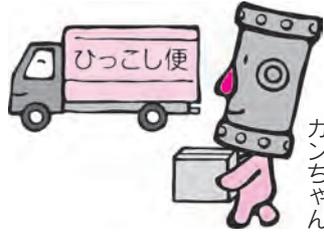


引っ越しのシーズンです。  
水道の手続きもお忘れなく！



# 上下水道の広場

3月、4月は転入・転出のシーズンです。水道の使用中止や開始の手続きを忘れずをお願いします。大変混み合う時期ですので、引っ越しの一週間前までに手続きをお願いします。



カンちゃん

## インターネットで手続き

水道の使用中止や開始の手続きは、インターネットでもできます。詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。

<http://www.city.akita.jp/city/ws/>

## 電話で手続き

上下水道局

お客様センター

☎(023)843-1

(平日の午前8時30分～午後5時15分)

## 使用を中止するとき

次のことをお知らせください

・お客さま番号(水道使用量・料金等のお知らせ)か「納入通知書兼領収書」に記載されています)

・住所(アパート名と部屋番号も)

・氏名(水道使用者名)

・電話番号(携帯電話も可)

・引っ越し日(使用を中止する日)

・引っ越し先の住所

・ご連絡いただいたかたの氏名

\*市内で引っ越しする場合は、引っ越し先の使用開始も同時に手続きできますので、忘れずをお願いします。

## 使用を開始するとき

次のことをお知らせください

・住所(アパート名と部屋番号も)

・氏名(水道使用者名)

・電話番号(携帯電話も可)

・引っ越し日(使用を開始する日)

・ご連絡いただいたかたの氏名

\*アパートや貸家などの玄関・ポストにある「口座振込申込書」でも届け出ができます。必要事項を書いて、返信用封筒でお送りください。

\*入居したときに水が出るかを確認してください。水抜き栓を操作しても水が出ないときは、上下水道局お客様センターへご連絡ください。

## 料金のお支払いは便利な口座振替で

水道料金や下水道使用料などのお支払いは、口座振替をご利用ください。預金通帳と通帳印を持ち、取扱金融機関または上下水道局お客様センター(川尻みよし町14-8)で手続きしてください。

口座振替をご利用のかたは、2か月ごとの支払いを「毎月払い」にすることができます(メーター検針は2か月ごと)。毎月支払いをしているかたで、2回続けて振り替えができなかったときは、このサービスを利用できなくなりますのでご注意ください。

## ■口座振替のかたが引っ越しをするときは

①市内で引っ越しをする場合、申し込まれると引っ越し先でも同じ口座を継続してご利用できます

②引っ越しに伴って振替口座を解約する場合は、金融機関やコンビニエンスストアで支払うことができる納入通知書をお送りします

\*①②とも、引っ越しの手続きの際にお申し出ください。

## こんなときはご連絡ください

・届け出をしている水道の利用者や、共同住宅などの所有者が変わったとき

・家屋の解体などで水道の使用を中止するとき  
・長期出張、旅行、入院などで長期間水道を使用しないとき

・水道の使用を休止している住宅で、一時的に使うとき



川尻庁舎



「上下水道の広場」では、みなさまからのご意見やご感想、ご質問などをお待ちしています。

〒010-0945 川尻みよし町14-8  
 上下水道局総務課経営企画係  
 ☎(823)8434・FAX(824)7414  
 Eメール ro-wtmn@city.akita.akita.jp

上下水道局ホームページで水道と下水道に関するさまざまな情報をご覧ください。こちらもご覧ください。  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/>

また、現在、水道水以外を使用していて、まだ届け出をしていないかたも、お客様センターへご連絡ください。

水道水以外の井戸水や沢水の  
使用も必ず届け出ください

井戸水や沢水など、水道水以外の水を使用して、その排水を公共下水道や農業集落排水施設、市が設置した浄化槽へ流す場合は、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料を負担していただくことになります。各ご家庭や事業所などで、水道水以外の使用を開始または中止する場合は、お客様センターへ必ず届け出てください。

宅地内の漏水点検は  
定期的に行いましょう

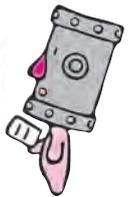
宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則、お客さまの負担となります。定期的に漏水の点検をしましょう。

漏水の確認方法

- ① 屋内と屋外のすべての蛇口を閉める
- ② 水道メーターのパイロット部分(左図の赤丸部分)が回転しているか確認する



\* 蛇口を閉めてもパイロットが回転している場合は、漏水の可能性があります。不安を感じたら、お客様センターへお問い合わせください。



不審な訪問に  
ご注意ください！



上下水道局関係者を装って、ご家庭を訪問する不審な訪問販売の相談が寄せられています。このような訪問を受けても、必要のない場合はキッパリ断りましょう。

“おかしいな”と思ったら

- ▶ 身分証明書の提示を求め、会社名・氏名・電話番号などを確認しましょう。上下水道局職員や局の委託業者は、局発行の身分証明書を携帯しています
- ▶ 家の中に入れないようにしましょう
- ▶ お客様センターに問い合わせましょう

上下水道局では行っていません！

- ▶ お客さまから依頼のない水道水の調査
- ▶ 水道管や下水道管の点検・清掃
- ▶ 浄水器販売やあっせん
- ▶ お客さまを直接訪問した上でのアンケート調査(実施の際、事前に上下水道局ホームページや広報あきたなどでお知らせします)

有効期間満了となる水道メーター  
の取り替え作業を実施します

各ご家庭や事業所などに設置されている水道メーターは、使用有効期間が8年間と法律で定められています。

上下水道局では、期間満了を迎える水道メーターの取り替え作業を無料で行っており、3月、4月の水道メーター検針時に、その対象世帯へ、お知らせ票で通知します。

取り替え作業▼4月上旬〜12月下旬に、上下水道局が委託した秋田市上下水道サービス(株)の担当工業者が、身分証明書を持って訪問し作業を行いますので、ご協力願います  
 問▶お客様センター ☎(823)84331